# 本日(7日)発令される緊急事態宣言の内容によっ

## て、下記の内容を変更する場合があります。

(公 印 省 略) 猪こ第 2 2 1 号 令和 2 年 4 月 7 日

町内保育所・認定こども園に 在籍するお子様の保護者様

猪名川町長 福田 長治

新型コロナウイルス感染症対策による対応について(通知)

平素は本町子育で支援行政に格別のご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。 さて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、町立全小・中学校の臨時休校期間を5月6日(水)まで延長することとなりました。

上記のことに伴い、就学前教育・保育施設の利用につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記の対応といたしますので、ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今後も必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合、内容の変更が生じる場合もあることを申し添えいたします。その場合については、町ホームページ、各園配信メール、電子母子手帳アプリ母子モ等にて、随時、お知らせをします。

記

#### 1. 幼稚園・認定こども園(1号認定子ども)について

● 5月6日(水)まで、幼稚園及び認定こども園の1号認定子どもについては、臨時休園とします。

入園式・登園日等については、各園にお問い合わせください。

### 2. 保育所、認定こども園(2・3号認定子ども)について

- ●開園しますが、自宅で子どもを保育することができる方は、できる限り自宅待機をしていただきますようご協力をお願い申し上げます。
- ●3号認定子ども(0~2歳児)の自宅での保育に協力いただいた期間の保育料につきましては、日割り計算により返金します。(※返金方法は別途連絡します。)日割り計算の返金対象期間:令和2年4月7日(火)~5月6日(水)

#### 3. 各園共通

●猪名川町在住の3~5歳児の給食費完全無償化の対応については、給食利用日数分の給食費を町が園に支払います。(※保護者の手続きは不要。返金対応なし。)他市町在住の方の給食費の返金等については、園にご確認ください。

≪問い合わせ先≫ 猪名川町生活部こども課 TEL072-767-7477